

# 日本私立中学高等学校連合会

## 会 則

### 第1章 総 則

(名 称)

**第1条** 本会は、日本私立中学高等学校連合会（略称「中高連」）という。

(組 織)

**第2条** 本会は、都道府県を代表する私立中学高等学校団体（以下「加盟団体」という。）を単位として組織する。

(所在地)

**第3条** 本会は、事務所を東京都千代田区九段北4丁目2番25号私学会館内におく。

(目的)

**第4条** 本会は、加盟団体相互の提携協力によって私立中学校、高等学校および中等教育学校教育の振興を図ることをもって目的とする。

(事 業)

**第5条** 本会は、前条の目的を達成するためつぎの事業を行う。

- 一 私立学校教育の振興充実に関すること
- 二 中学校、高等学校および中等教育学校教育に関する調査研究
- 三 学校法人の運営と発展に関する研究と推進
- 四 教職員の資質向上と待遇の改善
- 五 加盟団体ならびに所属各学校との連絡提携
- 六 加盟団体の代表者による全国会議の開催
- 七 諸外国との教育の交流と情報交換
- 八 機関紙の刊行ならびに教育に関する図書および印刷物の作成、頒布
- 九 一般財団法人日本私学教育研究所の運営に関すること
- 十 全国私立学校審議会連合会、全国私学退職金団体連合会、日本私立学校振興・共済事業団、一般財団法人私学研修福祉会、全国私学振興会連合会等との連絡提携
- 十一 前項のほか教育関係団体に関すること
- 十二 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(加 盟)

**第6条** 本会は、全私学連合に加盟する。

(事務局)

**第7条** 本会に事務局をおく。

- 2 事務局に関する規程は別に定める。

## 第2章 役員および役員会

(役員)

**第8条** 本会につきの役員をおく。

- |        |     |
|--------|-----|
| 一 会長   | 1 名 |
| 二 副会長  | 9 名 |
| 三 常任理事 | 若干名 |
| 四 理事   | 若干名 |
| 五 監事   | 3 名 |

- 2 役員の任期は2か年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事の選出・選任)

**第9条** 理事は、加盟団体ごとにその構成員となっている学校の代表者の中からつぎの基準によって選出される。

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| 一 都道府県における加盟団体の代表者 | 47名 |
| 二 施行細則により選出された者    | 若干名 |

- 2 前項のほか、会長は、会務遂行上必要と認めた場合には、若干名をあらかじめその者の学校が所属する加盟団体の了解を得た上で理事会に推薦し承認を得て理事に選任することができる。

(会長の選任および職務)

**第10条** 会長は、加盟団体の構成員となっている学校の代表者の中から施行細則に基づき理事会が選任する。

- 2 会長は、会務を統理執行し、本会を代表する。
- 3 会長は、会務を執行するに当たり、施行細則に基づき若干名を運営役員に選任する。
- 4 会長は、事務局長を選任する。

(副会長の選出および職務)

**第11条** 副会長は、施行細則に定める地区ごとに加盟団体の構成員となっている学校の代表者の中から1名を当該地区の加盟団体が選出し、選出結果を評議員会が承認する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある場合はあらかじめ理事会の議を経て会長により指名された者がその職務を代行する。

(正副会長会の構成および任務)

**第12条** 正副会長会は、会長および副会長をもって構成し、各地区間の意見の集約と連絡調整を行う。

(理事会の開催)

**第13条** 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に招集することができる。

- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の成立、議決)

**第14条** 理事会は、構成員の3分の2以上の出席で成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表した者は出席とみなす。会議の議決は出席者の過半数による。可否同数のとき

は議長の決するところによる。

(理事会の任務)

**第15条** 理事会はつぎのを行う。

- 一 会長の選任
  - 二 常任理事の選任
  - 三 推薦理事の承認
  - 四 推薦常任理事の承認
  - 五 事業計画および事業報告の審議
  - 六 予算、決算の審議
  - 七 会則変更の審議
  - 八 その他会務執行上重要事項の審議および推進
- 2 理事会は、前項の二、三、および四の各号については、権限を常任理事会に付託することができる。ただし、常任理事会は、付託を受けた事項については、直近の理事会に結果を報告しなければならない。

(常任理事の選任)

**第16条** 常任理事は、理事の中から若干名を施行細則に基づき理事会が選任する。

- 2 前項のほか、会長は会務遂行上必要と認めた場合には、理事の中から若干名を理事会に推薦し承認を得て常任理事に選任することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事務局長、一般財団法人日本私学教育研究所所長、全国私立学校審議会連合会会長および全国私学退職金団体連合会会長は常任理事とする。

(常任理事会の任務)

**第17条** 常任理事会は、会長、副会長および常任理事をもって構成し、会務執行上の重要事項の審議決定および推進を行うとともに、会長から会務の執行状況について報告を受ける。

- 2 常任理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 常任理事会の成立および会議の議決については、第14条を準用する。

(監事の選任および職務)

**第18条** 監事は、加盟団体の構成員となっている学校の代表者の中から施行細則に基づき評議員会が選任する。

- 2 監事は、本会の会務および経理の監査に当たる。
- 3 監事は、理事、評議員を兼ねることができない。

### 第3章 評議員および評議員会

(評議員、評議員会)

**第19条** 本会に、評議員をおき、評議員会を構成する。

(評議員の選出)

**第20条** 評議員は、加盟団体ごとにその構成員となっている学校の代表者の中からつぎの基準によって選出する。

- 一 第9条によって選出された理事
- 二 前号のほか、施行細則により選出された者 若干名

(評議員会)

**第21条** 評議員会は、毎年1回会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時に招集することができる。

2 評議員会の議長は、評議員の中から選任する。

(評議員会の成立、議決)

**第22条** 評議員会の成立および会議の議決については、第14条を準用する。

(評議員会の任務)

**第23条** 評議員会はつぎのを行う。

- 一 会長選任の承認
- 二 副会長選出結果の承認
- 三 予算、決算の承認
- 四 監事の選任
- 五 会則変更の審議
- 六 その他重要事項の審議

## 第4章 会 計

(運営経費等)

**第24条** 本会の運営に係る経費は、加盟団体の負担金、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

2 前項の加盟団体の負担金には、第5条第1項第8号による機関紙「私学時報」の購読料を含むものとする。

3 第1項に定める加盟団体負担金の算出および納入方法は、施行細則で定める。

(会計年度)

**第25条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第5章 会則の変更

(会則の変更)

**第26条** 会則の変更は、常任理事会、理事会および評議員会それぞれの議を経なければならない。

## 第6章 補 則

(顧問)

**第27条** 本会に顧問をおくことができる。顧問は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

(加盟団体の義務)

**第28条** 都道府県の加盟団体は、団体名、所在地、代表者、加盟学校名、その他主要な事項に変更があった場合には、速やかにそれに関する報告書を提出しなければならない。

(実施)

**第29条** この会則は、昭和23年5月1日から実施する。

- 2 変更会則は、昭和25年4月1日から実施する。
- 3 第2次変更会則は、昭和29年4月1日から実施する。
- 4 第3次変更会則は、昭和31年4月1日から実施する。
- 5 第4次変更会則は、昭和41年5月24日から実施する。
- 6 第5次変更会則は、昭和44年4月1日から実施する。
- 7 第6次変更会則は、昭和47年4月1日から実施する。
- 8 第7次変更会則は、昭和52年5月30日から実施する。
- 9 第8次変更会則は、昭和57年5月18日から実施する。
- 10 第9次変更会則は、昭和60年6月1日から実施する。
- 11 第10次変更会則は、平成5年5月25日から実施する。
- 12 第11次変更会則は、平成9年4月1日から実施する。
- 13 第12次変更会則は、平成14年4月1日から実施する。
- 14 第13次変更会則は、平成16年4月1日から実施する。
- 15 第14次変更会則は、平成18年3月14日から実施する。
- 16 第15次変更会則は、平成25年12月3日から実施する。
- 17 第16次変更会則は、平成26年4月1日から実施する。
- 18 第17次変更会則は、平成27年4月1日から実施する。
- 19 第18次変更会則は、平成28年4月1日から実施する。

## 施 行 細 則

(趣 旨)

**第1条** 日本私立中学高等学校連合会会則（以下「会則」と略称する。）を施行するためにこの細則を定める。

(運営役員会、部会の設置および全国会議の開催)

**第2条** 会長は、会則第10条第3項の規定に基づいて選任した運営役員によって構成する運営役員会を設け、会務執行の補佐をさせることができる。

ただし、運営役員は、事務局長を含め常任理事の中から選任するものとする。

2 会長は、会務執行上必要と認めた場合は、運営役員会の下に部会を設けて部会長および委員を選任することができる。

3 会則第5条第6号に規定する会議は、会長が招集し、加盟団体の代表者に対し、会務に係る重要事項について周知徹底を図り意見を徴することを目的とする。

(理事の選出基準および員数)

**第3条** 会則第9条第1項第2号に定める理事の選出数は、都道府県における加盟校数が14校以下の場合には0とし、加盟校数が14校をこえるときは、その加盟校数より14を減じた数を30で除し、端数あるときは、四捨五入して得た数とする。

ただし、この数については2年ごとに登録の校数に応じて改定するものとする。

なお、高等学校が中学校を併設しているものについては1校として取扱う。

都道府 県 名	選 出 人 員	都道府 県 名	選 出 人 員	都道府 県 名	選 出 人 員	都道府 県 名	選 出 人 員
北海道	1	千 葉	2	滋 賀	0	香 川	0
青 森	0	神奈川	2	京 都	1	愛 媛	0
岩 手	0	東 京	8	大 阪	3	高 知	0
宮 城	0	富 山	0	兵 庫	1	福 岡	2
秋 田	0	石 川	0	奈 良	0	佐 賀	0
山 形	0	福 井	0	和歌山	0	長 崎	0
福 島	0	山 梨	0	鳥 取	0	熊 本	0
新 潟	0	長 野	0	島 根	0	大 分	0
茨 城	1	岐 阜	0	岡 山	0	宮 崎	0
栃 木	0	静 岡	1	広 島	1	鹿 児 島	0
群 馬	0	愛 知	1	山 口	0	沖 縄	0
埼 玉	1	三 重	0	徳 島	0	計	25

2 会則第9条第1項による選出理事が会長もしくは副会長に選任・選出された加盟団体もしくは地区または会則第9条第1項による理事が監事に選任された加盟団体は、同数の理事を補充することができる。

(会長の選任手続・会長および副会長の特例)

**第4条** 会則第10条第1項に規定する会長の選任は、つぎに定める地区で代表として選出された各1名の委員をもって構成する選衡委員会で候補者1名を選衡し、これを理事会に諮り選任するものとする。

- 2 会長あるいは副会長に選任・選出された者が理事でないときは、これを理事とする。
- 3 本会の定める地区はつぎのとおりとする。  
北海道、東北、関東、東京、中部、近畿、中国、四国、九州

(常任理事の選任基準および員数)

**第5条** 会則第16条第1項の規定による常任理事は、当該地区の推薦に基づきつぎの基準により選任する。

選出区分	選出人員	選出区分	選出人員
北海道	1	近 畿	4
東 北	2	中 国	1
関 東	4	四 国	1
東 京	4	九 州	3
中 部	3	計	23

- 2 会則第16条第2項の規定による常任理事は8名以内とする。
- 3 会則第16条第1項の規定による常任理事が運営役員を兼任するときは、当該地区から同数の常任理事を選任することができる。

(監事の選任)

**第6条** 監事は会則第18条の規定に基づき、評議員会において選衡委員会を設けて候補者を選衡し、これを評議員会に諮り選任するものとする。

なお、選衡委員は、第4条第3項に定める地区から各1名を選出するものとする。

(評議員の選出基準および員数)

**第7条** 会則第20条第2号の規定による評議員の選出数は、都道府県における加盟校数を15で除し端数あるときは四捨五入して得た数とする。

ただし、この数については2年ごとに登録数に応じて改定するものとする。

都道府 県 名	選 出 人 員	都道府 県 名	選 出 人 員	都道府 県 名	選 出 人 員	都道府 県 名	選 出 人 員
北海道	4	千 葉	4	滋 賀	1	香 川	1
青 森	1	神奈川	5	京 都	3	愛 媛	1
岩 手	1	東 京	16	大 阪	7	高 知	1
宮 城	1	富 山	1	兵 庫	3	福 岡	4
秋 田	0	石 川	1	奈 良	1	佐 賀	1
山 形	1	福 井	0	和歌山	1	長 崎	2
福 島	1	山 梨	1	鳥 取	1	熊 本	1
新 潟	1	長 野	1	島 根	1	大 分	1
茨 城	2	岐 阜	1	岡 山	2	宮 崎	1
栃 木	1	静 岡	3	広 島	3	鹿 児 島	1
群 馬	1	愛 知	4	山 口	1	沖 縄	0
埼 玉	3	三 重	1	徳 島	0	計	93

(事務局長の選任および職務)

**第8条** 会長は、会則第10条第4項の規定に基づき事務局長を選任し、これに命じて日常の会務を執行させることができる。

(加盟団体負担金の算出)

**第9条** 会則第24条第1項および第3項に定める加盟団体の負担金は、当該加盟団体に5月1日現在加盟する学校数およびその在籍生徒数を基準として、つぎに定める学校数割分と生徒数割分の合計額とする。

- 一 学校数割分は、単独の中学校および高等学校ならびに中等教育学校にあつてはそれぞれを1校とし、中学校を併設する高等学校にあつては高等学校を1校として、1校当たりの金額1万円に、学校数を乗じて得た額
- 二 生徒数割分は、生徒1人当たりの額を中学校、高等学校全日制課程(専攻科および別科を含む)および中等教育学校前期課程・後期課程全日制課程においては360円、高等学校定時制課程および通信制課程ならびに中等教育学校後期課程定時制課程および通信制課程においては60円とし、これらにそれぞれの在籍生徒数を乗じて得た額の合計額

(加盟団体負担金の納入方法)

**第10条** 加盟団体は、前条の定めによって算出した負担金を、6月末日までに納入するものとする。ただし、二分割での納入を認め、前期分は6月末日、後期分は10月末日を納入期限とする。

(細則の変更および内規)

**第11条** この細則の変更は、常任理事会の議を経て、理事会において定める。その実施に当たって必要な内規は、会長が定めることができる。

(実施)

**第12条** この施行細則は、昭和44年4月1日から実施する。

- 2 変更細則は、昭和52年5月30日から実施する。
- 3 第2次変更細則は、昭和57年5月18日から実施する。
- 4 第3次変更細則は、昭和60年6月1日から実施する。
- 5 第4次変更細則は、平成4年6月18日から実施する。
- 6 第5次変更細則は、平成9年4月1日から実施する。
- 7 第6次変更細則は、平成10年4月1日から実施する。
- 8 第7次変更細則は、平成14年4月1日から実施する。
- 9 第8次変更細則は、平成16年4月1日から実施する。
- 10 第9次変更細則は、平成18年3月14日から実施する。
- 11 第10次変更細則は、平成19年3月13日から実施する。
- 12 第11次変更細則は、平成20年4月1日から実施する。
- 13 第12次変更細則は、平成22年4月11日から実施する。
- 14 第13次変更細則は、平成26年4月1日から実施する。
- 15 第14次変更細則は、平成28年4月1日から実施する。